

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本経済教育センターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、小・中・高等学校等における経済教育に関する資料の作成、研究会の開催等を行い、もって経済教育の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教材・資料の作成及び配布
  - (2) 児童・生徒・学生等を対象とする経済教育活動
  - (3) 教育職員を対象とする研究会の開催及び諸団体主催の教育職員を対象とする研究会等への協力
  - (4) PTAを対象とする経済教育に関する知識の普及
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする

## 第2章 資産及び会計

### (財産の管理)

第5条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

### (事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）（以下「計算書類」という。）並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、事業報告については、その内容を報告し、計算書類については承認を受けなければならない。

- 2 この法人は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、この定款の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第9条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(権限)

第11条 評議員は、評議員会を構成し、第14条第2項に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任または任期満了後においても、第9条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 評議員会

(構成および権限)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の計算書類並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
  - (7) 前各号に定めるもののほか、法令またはこの定款で定める事項

(種類および開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しな

なければならない。

(招集の通知)

第 17 条 理事長は、評議員会を開催するにあたっては、評議員に対し、会議の目的である事項及びその内容、ならびに日時及び場所を示し、少なくとも 5 日前までに、書面をもって通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において選任する。

(定足数)

第 19 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、法令に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上5名以内

(2) 監事1名

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び専務理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 役員は、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、あるいは心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬ならびに費用に関する規程による。

(名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に名誉会長、顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから理事会が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

(名誉会長及び顧問の職務)

第31条 名誉会長及び顧問は、この法人の重要な事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

## 第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開 催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第5章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 10 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の決議により、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 10 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

(合併等)

第 42 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 44 条 この法人が解散等により清算するとき存する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地



- 方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は剰余金の分配を行わない。

## 第6章 事務局

(設置等)

- 第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の決議に基づき任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第46条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 理事、監事、及び評議員の名簿
  - (3) 認可及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書
  - (6) 監査報告
  - (7) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

- 第47条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人または団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「賛助会員に関する規程」による。

## 第9章 公 告

(公告)

- 第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

定款第 15 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定は、平成 24 年 5 月 18 日より施行する。